

発議案第7号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）  
の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条  
及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条第2項の規定によ  
り提出する。

令和5年11月30日

矢巾町議会議長 廣田清実様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	水本淳一
〃	〃	吉田喜博
〃	〃	小川文子
〃	〃	高橋安子
〃	〃	赤丸秀雄

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。</p>	

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 期末手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。 ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（この項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。